

大津町内の小・中学校における教育活動の再開について

大津町教育委員会

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした町内小・中学校臨時休業に対し、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新学期からの学校再開の方針が示され、熊本県教育委員会においても学校再開の方針が示されました。感染症拡大防止対策を講じることにより、熊本県において感染状況は拡大傾向にはなく一定程度に収まっており、大津町内小・中学校においても児童生徒及び教職員の感染者が発生していない状況にあります。

このため、大津町教育委員会として、町内小・中学校の教育活動について、感染拡大防止対策を講じた上で、新学期（4月1日）から再開することを決定しました。

つきましては、下記のとおり学校における感染拡大防止対策に万全を期すとともに、保護者の皆様の感染拡大防止対策への御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症予防対策について

（1）各家庭と連携した健康観察の確実な実施

- ①児童生徒については、各家庭において、毎朝の体温測定を行うとともに発熱、のどの痛み、咳、つよいだるさなどの症状がないか確認すること。
- ②各学校において、児童生徒の体温測定結果の確認とともに、のどの痛み、咳、強いだるさなどの症状がないかを確認するなど朝の健康観察を確実に実施すること。
- ③教職員についても、毎朝の体温測定を行うとともに発熱、のどの痛み、咳、強いだるさなどの症状がないか確認すること。

（2）外出先からの帰宅時のうがい、食事前等の石鹸・アルコール消毒液を使ったこまめな手洗いを実施すること。

（3）「咳エチケット」の周知と徹底

（4）教室等における定期的な換気の実施とマスクの着用

（5）清掃などによる良好な環境衛生の保持

（6）保健指導等を通じた児童の感染症予防への理解と行動の形成

（7）給食実施における衛生管理の徹底 等

2 学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの

（1）児童生徒等に風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合

（2）児童生徒等に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

（3）上記以外にあって、児童生徒等の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合は、保護者から状況等の聞き取りを行ったうえで判断する。

3 学校保健安全法第20条による臨時休校（14日間以内）の措置とするもの

- （1）児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
- （2）保護者等（同居者に限る）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- （3）教職員（同居者を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- （4）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の恐れがある関係機関については、教育委員会との協議のうえ個別に対応する。

4 学校が主催する行事の対応について

（1）集会等

体育館等に来る活動は、原則行わないようにし、始業式は、校内放送により実施する。

- （2）入学式は、感染症予防対策を行ったうえで、教職員、新入生、保護者（同居者）のみで行うこととし、在校生や来賓等の参加は原則認めない。
- （3）上記以外の場合でも地域の方々に対しては学校行事への案内を控えるとともに、不要、不急の来校の自粛を求めること。また、教職員や児童生徒等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努めること。

5 新型コロナウイルス感染症感染者への人権擁護について

- （1）新型コロナウイルス感染症感染者等に対する誹謗中傷等のなきよう、各学校において人権擁護の観点から児童生徒への指導を行うとともに、保護者等への啓発を行うこと。
- （2）上記2（3）における出席停止の措置については、保護者の不安の理由を各学校において確認するとともに、人権擁護の観点から適切な対応を行うこと。

6 中学校部活動について

- （1）教育活動の再開に合わせて、中学校部活動も令和2年4月1日から再開可能とする。
- （2）春休み終了までは感染症対策を講じた上での校内活動のみとし、対外試合等は禁止とする。